

令和3年9月定例会付議予定議案

招 集 日

令和3年9月24日(金)

議 案

14件

〔 予算(3)、条例(1)、工事契約の締結(1)、財産の取得(5)
訴えの提起(1)、基本的な計画の策定等(1)、事件議決(2) 〕

【主な内容】

- ・令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第10号)
- ・埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- ・埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更

報 告

17件

〔 専決処分報告(1)、行政報告書(1)、内部統制評価報告書(1)
継続費精算報告(3)、公社等の経営状況報告(5) など 〕

一般会計補正予算(第10号)

一般会計 歳入歳出予算 **1,271億6,885万円**
(補正後累計 2兆5,711億5,964万3千円)
繰越明許費 **61億8,253万7千円**

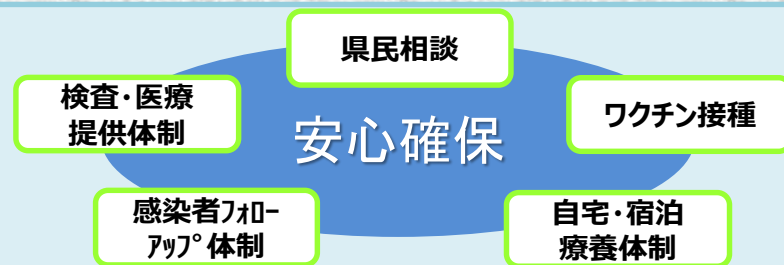
主要内容

- 今後の感染状況の変化も踏まえた医療提供体制等の確保・強化 **1,219億8,623万7千円**
 - ▶ 県民相談窓口体制 ▶ 検査・医療提供体制 ▶ 保健所の感染者フォローアップ体制
 - ▶ 自宅・宿泊療養体制 ▶ ワクチン接種の副反応等の専門相談窓口体制
- 県内経済活動の回復とウィズコロナ・ポストコロナ社会への対応 **7,091万2千円**
 - ▶ DX推進支援ネットワークを通じたデジタル導入企業の支援
 - ▶ 事業再構築支援センター(仮称)の設置による中小企業の支援 など
- 公共事業等の追加 **51億1,170万1千円**

今後の感染状況の変化も踏まえた医療提供体制等の確保・強化

1,219億8,623万7千円

- 3月末までの医療提供体制等を確保
- 新規陽性者数を600人/日(平均)で想定



◆ 県民相談の実施 6億137万8千円

- ・ 県民サポートセンター、受診・相談センターの運営
- ・ 新型コロナ対策パーソナルサポートの運営

◆ 検査・医療提供体制の確保 1,020億9,853万5千円

- ・ PCR検査の実施
- ・ 休止病床手当や入院患者受入協力金など医療機関向けの助成
- ・ 入院調整本部における入院調整の実施
- ・ クラスタ対策の実施

など

◆ 感染者フォローアップ体制の整備 17億8,857万8千円

- ・ 各保健所への民間派遣看護師の配置
- ・ 疫学調査等業務要員の配置

◆ 自宅・宿泊療養体制の整備 172億1,925万9千円

- ・ 宿泊・自宅療養者支援センターの強化・運営
- ・ 軽症者等のための宿泊療養施設の確保・運営

◆ ワクチン接種後の副反応等の対応 2億7,848万7千円

- ・ 専門相談窓口の運営

今後の感染状況の変化も踏まえた医療提供体制等の強化のポイント

◆ 検査・医療提供体制

○ 入院調整本部の機能強化

- ・ 看護師の夜勤体制の強化
⇒感染拡大期の深夜から早朝にかけて看護師
2名を新たに配置

◆ 感染者フォローアップ体制

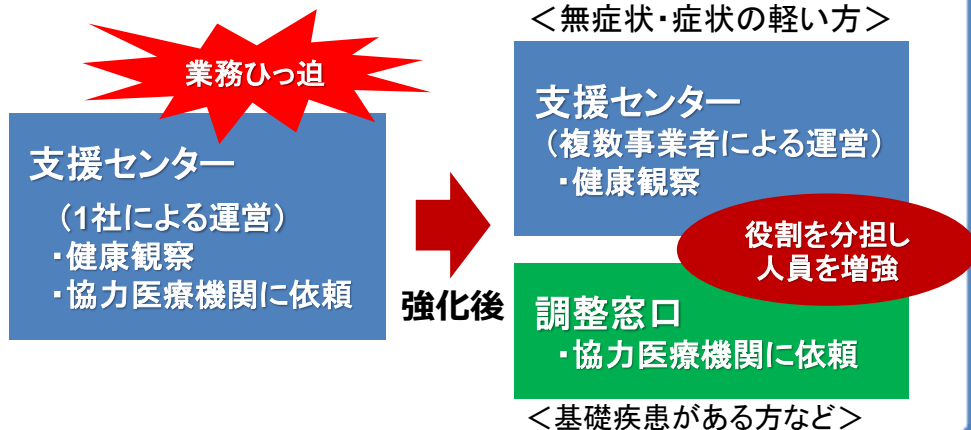
○ 保健所の相談対応・健康観察業務の強化

- ・ 派遣看護師を増員
⇒90人体制から116人体制へ

◆ 自宅・宿泊療養体制

○ 自宅療養者支援体制の強化

- ・ 宿泊・自宅療養者支援センターの運営体制強化
⇒自宅療養者18,000人（ピーク時）に対応
- ・ 健康観察に係る医療機関との連携体制強化
⇒調整窓口を新たに設置



DX推進支援ネットワークを通じたデジタル導入企業の支援

971万1千円

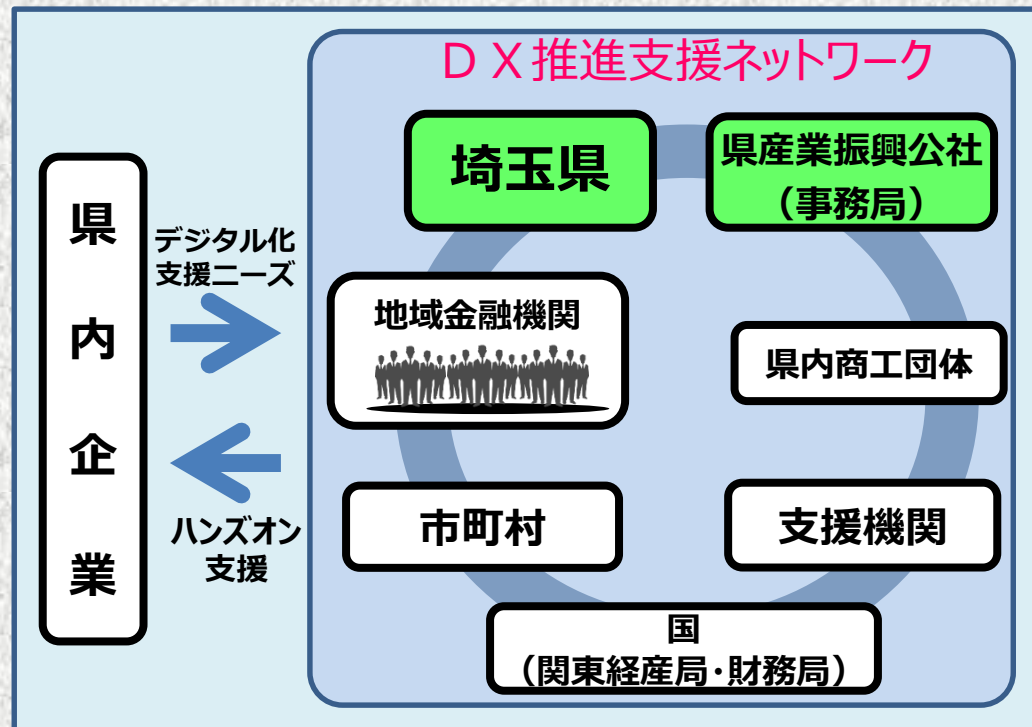
県内企業のデジタル実装を加速するため、国、県、市町村、経済団体や企業経営者との豊富なネットワークを有する地域金融機関、支援機関が相互に連携した支援体制を構築。

1 支援ネットワークの構築

国、県、市町村、経済団体、地域金融機関、県内支援機関のネットワークを形成し、デジタル化等の推進に係る情報共有を行う。

2 ウェブサイトの構築

企業のニーズを捉えて、より充実した各支援機関の先進事例集や専門家情報などの各種支援策を集約し、ワンストップウェブサイトを構築する。



埼玉県5か年計画の策定

現行5か年計画が
本年度で終了

希望・活躍・うるおい
の埼玉

(平成29～令和3年度)



日本一暮らしやすい埼玉へ (令和4～8年度)

時代の潮流

3つの将来像 2040年を見据えて

安心・安全の追究
Resilience(レジリエンス)

誰もが輝く社会
Empowerment(エンパワーメント)

持続可能な成長
Sustainability(サステナビリティ)

将来像の実現に向けた基本姿勢

- 埼玉版SDGsの推進
- 新たな社会に向けた変革

12の針路

分野別施策
54施策と99指標

地域別施策

エスカレーター之安全利用①

埼玉県エスカレーター之安全な利用之促進に関する条例 【令和3年10月1日施行】

- 利用者之義務(第5条) 県民之皆様へ
立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければ
ならない。
- 管理者之義務(第6条) エスカレーター管理者
之皆様へ
利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを
利用すべきことを**周知**しなければならない。

エスカレーターの安全利用②

広報媒体を活用した啓発

彩の国だより10月号、テレビ・ラジオCM
New Days ビジョン、スポーツ施設の大型ビジョン

街頭キャンペーン

9月27日、10月4日・5日 8:00~8:30
浦和駅、川口駅など県内の11主要駅
県、地元市、鉄道事業者等が参加

管理者への支援

ポスター

PRシール

アナウンス音声データ

県が作成、管理者へ提供

埼玉県知事記者会見

全国初!! 条例化
埼玉県から始めよう

エスカレーターでは
立ち止まろう!!

義務化

埼玉県エスカレーターの
安全な利用の促進に関する条例

令和3年10月1日から施行

彩の国 埼玉県
埼玉県県民生活部消費生活課
TEL 048-830-2935 FAX 048-830-4750

エスカレーター利用の安全確保
埼玉県 エスカレーター 安全

令和3年9月17日 ⑧